

食品衛生関係行政処分施行要領

(制定：昭和50年3月15日公第3-39号厚生部長通知)

(最終改正：令和3年6月1日衛薬第2386号福祉保健部長通知)

1 目的

この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいて行う営業許可の取消し、営業の禁止及び営業の停止その他の処分並びに食品表示法（平成25年法律第70号）に基づいて行う回収等命令及び業務停止命令その他の処分（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）で定められた表示事項のうち、衛生及び保健事項による違反に限る。）について定めることを目的とする。

2 適用範囲

この要領は、食品衛生法第59条から第61条までの行政処分及びこれに伴う行政事実行為並びに食品表示法第6条第5項及び第8項の行政処分について定めるものとする。

3 行政処分の考え方

行政処分は、食品の取扱いに因る事故を未然に防止し、併せて食品衛生思想の向上を図るために行う必要な措置であって処罰として考えてはならない。また、相手方の意志いかんにかかわらず公権力により、その内容を強制し、義務を課するものであるから、処分が適法であるかを十分検討するとともに、時期を失することなく施行するものとする。

4 行政処分の決定

違反内容が判明したときは、食品衛生法にあつては別表1、食品表示法にあつては別表2の「行政処分の取扱基準」により処分の内容を決定する。

なお、改悛の情顕著で、しかも営業者の情状をしんしゃくして処分を軽減する相当の事由があるとき、又は、社会情勢上必要のあるときは、軽減できることができるものとする。

5 報告

食品衛生法第59条、第60条若しくは第61条の規定による処分又は公文書による行政指導並びに食品表示法第6条第5項若しくは第8項の規定による行政処分（以下「行政処分等」という。）を行ったときはその行政処分等の内容を様式1により、直ちに、衛生薬務課に報告するものとする。

6 記録

違反の記録については、その内容を行政処分等台帳（様式2）に記入し、永久保存する。

別表1 食品衛生法

行政処分の取扱基準

違反条項	違反状況及び処分内容		A	B	C	
	違反内容	処分適用条項	違反の結果直接人体に危害を与えないもの	食中毒等違反の結果人体に危害を与えるもの	営業の継続を認めることができない行為があるとき (措置命令又は改善命令に違反したとき、B項の違反が1年以内に2回以上あったとき、等)	
法第6条	不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止	法第59条・60条	①始末書 ②公文書による行政指導 ③廃棄その他必要な処分 ④営業停止(1～14日)	①廃棄その他必要な処分 ②営業停止(3～14日) ③営業禁止	①営業の禁止	
〃 第9条第1項	食品又は添加物の包括的輸入の禁止	〃	〃	〃		
〃 第10条	病肉等の販売等の制限	〃	〃	〃		
〃 第11条	特定の措置が講じられていない食品等の輸入の禁止	〃	〃	〃		
〃 第12条	添加物等の販売等の禁止	〃	〃	〃		
〃 第13条第2項	規格及び基準に合わない食品又は添加物の販売等の禁止	〃	〃	〃		②許可の取消
〃 第13条第3項	一定量を超える量の農薬等が残留する食品の販売等の禁止	〃	〃	〃		
〃 第16条	有害器具等の販売等の禁止	〃	〃	〃		
〃 第17条第1項	器具等の包括的輸入の禁止	〃	〃	〃		
〃 第18条第2項	規格及び基準に合わない器具等の販売等の禁止	〃	〃	〃		
〃 第18条第3項	食品へ溶出する器具・容器包装の使用禁止	〃	〃	〃		
〃 第20条	虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止	〃	〃	〃		
〃 第7条 第1項～第3項	新開発食品の販売禁止	法第60条	①始末書 ②公文書による行政指導 ③営業停止(3～7日)	/		
〃 第8条第1項	指定成分による健康被害情報の届出義務の非遵守	〃	①始末書 ②公文書による行政指導 ③営業の禁停止(届出が履行されるまで)			
〃 第19条第2項	基準に従った表示がない器具又は容器包装の販売等の禁止	〃	①始末書 ②公文書による行政指導 ③営業の禁停止(規定表示が履行されるまで)			
〃 第25条第1項	食品等の検査に不合格添加物等の販売等の禁止	〃	①始末書 ②公文書による行政指導 ③営業停止(3～7日)			
〃 第26条第4項	検査結果の通知を受ける以前の販売等の禁止	〃	〃			
〃 第48条第1項	食品衛生管理者の非配置	〃	①始末書 ②公文書による行政指導 ③営業の禁停止(管理者設置まで)			
〃 第50条第2項	有毒物質の混入防止等の措置基準の非遵守	〃	①指導注意票 ②始末書 ③公文書による行政指導 ④営業停止(3～7日)			

違反条項	違反状況及び処分内容		A	B	C
	違反内容	処分適用条項	違反の結果直接人体に危害を与えないもの	食中毒等違反の結果人体に危害を与えるもの	営業の継続を認めることができない行為があるとき (措置命令又は改善命令に違反したとき、B項の違反が1年以内に2回以上あったとき、等)
第51条第2項	公衆衛生上必要な措置の非遵守(食品・添加物)	法第60条	①指導注意票 ②始末書 ③公文書による行政指導 ④営業停止(3～7日)	/	
第52条第2項	公衆衛生上必要な措置の非遵守(器具・容器包装)	〃	①始末書 ②公文書による行政指導 ③営業停止(3～7日)		
第53条第1項	規格に適合する器具・容器包装である旨の説明義務の非遵守	〃	〃		
第55条第2項 第1号・第3号	営業許可の欠格(刑に処せられ2年を経過しない者等)	〃	①営業停止(2年を経過するまで)		
第55条第3項	営業許可条件の不適合	〃	①始末書 ②公文書による行政指導 ③営業停止(1日以上)		
第54条	営業施設の業種別基準の非遵守	法第61条	①食品衛生指導注意票 ②公文書による行政指導 ③整備改善命令 ④営業の禁停止(改善されるまで)		

(備考) 「廃棄その他必要な処分」の「その他必要な処分」とは、法第59条の「食品衛生上の危害を除去するための必要な措置」で物品の回収、返品、用途変更、再製、使用禁止等の措置命令である。

「食品衛生指導注意票」、「食品衛生管理運営基準指導注意票」、「始末書」又は「公文書による行政指導」とは、広義の処分(行政の事実行為)と考える措置であること。

この取扱基準の処分内容は、違反に対して行う口頭説諭等の指導の範囲で完了しないものに適用する。

行政処分の取扱基準

違反内容	処分適用条項	処分の内容
法第6条第1項又は第3項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったとき	法第6条第5項	①措置命令
食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品が販売される場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるとき	〃 第6条第8項	①回収その他必要な措置命令 ②業務の全部又は一部の停止命令(規定表示が履行されるまで)